

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	総合政策課	整理番号	1-2
処分の種類	事業の廃止又は変更についての職権による告示			
根拠法令条例等・条項	土地収用法第138条第1項で準用する法第30条第3項			
処分の概要	事業認定告示後、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために権利、土地に定着する物件又は土地に属する土石砂れきを収用し又は使用する必要がなくなったことを知事が知ったときの告示、通知及び報告(事実上の事業認定の取消し)			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために権利等を収用し、又は使用する必要がなくなったことが、明らかであること。			
基準の制定根拠	行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)「不利益処分に係る処分基準に関する指針(別添4)」に準拠			